| | | |
|---|---|---|
| 地盤改良材 | 地盤改良用製鋼スラグ | 【判断の基準】<br>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。<br>【配慮事項】<br>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |
| コンクリート用スラグ骨材 | 高炉スラグ骨材 | 【判断の基準】<br>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。<br>【配慮事項】<br>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |

備考）　「高炉スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－１（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| コンクリート用スラグ骨材 | フェロニッケルスラグ骨材 | 【判断の基準】<br>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。 |

備考）　「フェロニッケルスラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－２（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| コンクリート用スラグ骨材 | 銅スラグ骨材 | 【判断の基準】<br>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。 |

備考）　「銅スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－３（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| コンクリート用スラグ骨材 | 電気炉酸化スラグ骨材 | 【判断の基準】<br>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。<br>【配慮事項】<br>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |

備考）　「電気炉酸化スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－４（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| アスファルト混合物 | 再生加熱アスファルト混合物 | 【判断の基準】<br>○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。 |
| | 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 | 【判断の基準】<br>○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。<br>【配慮事項】<br>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |

備考）　「道路用鉄鋼スラグ」については、ＪＩＳ　Ａ　5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| アスファルト混合物 | 中温化アスファルト混合物 | 【判断の基準】<br>○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。 |

備考）　「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

| | | |
|---|---|---|
| 路盤材 | 鉄鋼スラグ混入路盤材 | 【判断の基準】<br>○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。<br>【配慮事項】<br>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 |

備考）　「道路用鉄鋼スラグ」については、ＪＩＳ　Ａ　5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| 路盤材 | 再生骨材等 | 【判断の基準】<br>○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。 |
| 小径丸太材 | 間伐材 | 【判断の基準】<br>①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。<br>②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>【配慮事項】<br>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 |

備考）　間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

　国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

| | | |
|---|---|---|
| 混合セメント | 高炉セメント | 【判断の基準】<br>○高炉セメントであって、原料に30％を超える分量の高炉スラグが使用されていること。 |

備考）　「高炉セメント」については、ＪＩＳ　Ｒ　5211で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は、本基準を満たす。